

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十三年十一月五日  
号 外 金 曜 日

◇鳥取縣告示第五百五十三ノ二号  
食糧確保臨時措置法第十九條第二項の規定により八頭郡  
智頭町に地区農業調整委員会を設置し其の名称並に区域  
を次のように定める。

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 称 区 域

智頭地区農業調整委員会 市瀬、智頭、南方

富澤地区 同 岩神、坂原、中田、惣地、  
新見、口波多、波多、口字

土師地区 同 山根、三田、穂見、眞鹿野、  
木原、壇師、横田、三吉、  
慶所

那岐地区 同

大屋、早瀬、直鹿野、野原、

山形地区 同

奥本、大背、東字塚、西字  
塚、河津原  
篠坂、毛谷、郷原、西野、  
大内、芦津、八河谷